

9. ハラル制度について



「ハラル」とは

「ハラル」とは、イスラム教徒が守るべき絶対的規範である教えに則っています。

アジアには、世界のムスリム（イスラム教徒）の32%、1億3,600万人が住んでいます、イスラムは多様で、異なる気候や文化的背景により地域ごとにイスラム法学派があります。そのためハラルの基準は各地域で異なっています。

「ハラル」と「ノンハラル（ハラム）」

「ハラル」許されたもの ○
「ノンハラル（ハラム）」許されないもの ×

「ハラル」として体に摂取することが認められた食品としては、イスラムの教えに従って屠殺された動物、野菜、果実、穀類、海鮮、乳製品、卵、ナチュラルウォーター、米等とされています。一方で、豚やアルコール等が含まれた食品は体に摂取することが禁じられています。

ノンハラル食品

下記のようなものが摂取を禁じられています。

■豚及び豚派生品

ベーコン、ソーセージ、バーガー、ソーセージの皮、コラーゲン、ゼラチン、乳化剤等。



■その他

アルコール類、きのこ類、遺伝子組み換え食品等。



マレーシアのスーパーマーケット店内にはノンハラルコーナーが設けられています

ハラル認証

認証審査の仕組みは、それぞれの国や宗教機関により異なります。

ハラル認証マークは世界で150~200種類あるといわれています。

認証の取得は原則任意ですが、取得は高く評価され流通に有利です。



マレーシア



インドネシア



店舗で売られているお米に付けられたハラル認証マーク

ハラル認証の取得

マレーシア向け輸出のハラル認証

マレーシアイスラム開発局（JAKIM）の認定が必要であり、マレーシアイスラム開発局は、「宗教法人日本ムスリム協会」と「NPO法人日本ハラール協会」を日本の認定機関に指定しています。

インドネシア向け輸出のハラル認証

輸出を予定している食品は、まずインドネシア国家食品・医薬品監督庁から、登録番号を取得したのちに、ウラマー評議会（LPPOM-MUI）へハラル認証の申請が可能となります。インドネシアからの現場監査を経たのちに認証となります。

NPO法人「日本アジアハラール協会」で、認証のアドバイスをしてくれます。



10. 国別の検疫・規制（まとめ）

■ 下記4カ国に農林水産物およびその加工食品を輸出するにあたり下記のような検疫・規制があります。輸出相手国の最新情報をご確認下さい。

	タイ	マレーシア	インドネシア	ベトナム
植物検疫 米、トマト、イチゴ、メロン、大葉、れんこん、梨、桃、柿、菊、洋ラン、サボテン、シクラメン	米、トマト、イチゴ、メロン、大葉、れんこん、梨、桃、柿、菊、洋ラン、サボテン、シクラメン →植物検疫証明書が必要 みかん →二国間合意に基づく特別な検疫条件が必要	米、トマト、イチゴ、メロン、大葉、れんこん、梨、桃、柿、みかん →植物検疫証明書は不要 菊、サボテン、シクラメン →輸入許可書が必要	米、トマト、イチゴ、メロン、大葉、れんこん、梨、桃、柿、菊、みかん →植物検疫証明書が必要 →消毒が必要 洋ラン、サボテン、シクラメン →輸入許可書が必要	検疫条件 →現地で確認が必要
動物検疫 鶏卵・豚肉・牛肉・鶏肉・鶏卵、これらの加工食品	鶏卵および畜産物を含む加工食品 →同国の受入条件を確認 →動物検疫所に相談 牛肉 →受入条件が定められている 豚肉 →二国間で協議中	鶏肉、鶏卵および畜産物を含む加工食品 →同国の受入条件を確認 →動物検疫所に相談 牛肉 →二国間で協議中	豚肉、鶏卵および畜産物を含む加工食品 →同国の受入条件を確認 →動物検疫所に相談 牛肉 →二国間で協議中	鶏卵および畜産物を含む加工食品 →同国の検受入条件を確認 →動物検疫所に相談 鶏肉 →受入条件が定められている 牛肉、豚肉 →二国間で協議中
放射性物質規制 (愛知県)	全ての食品 →原産地証明書が必要 (政府または商工会議所発行) 平成23年3月11日以前に収穫・製造した食品 →日付証明書が必要 酒類は国税庁で証明書を発行	平成25年3月1日から解除 平成23年3月11日以前に収穫・製造した食品 →日付証明書が必要 ただし現地での継続検査の結果により今後解除の取り消しもあります。	加工食品、ミネラルウォーター、牛乳、乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、水産物 →放射性物質検査証明書が必要(政府作成)	平成25年9月1日から解除
加工食品安全検査・規制	輸入者のFDA(保健省食品衛生局)への許可申請の取得が前提 ・成分表 ・調理法登録 ・食品詳細申告 上記書類などを準備します	—	輸入者のBPOM(食品医薬品監督庁)への許可申請の取得が前提 ・自由販売書 ・衛生証明書 ・放射能物質証明書 上記書類などを準備します	—
	成分表 (残留重金属、残留農薬、含有禁止の化学成分、食品添加物、製造プロセス)			
食品包装	包装に使用が禁止される原料があり、事前に輸入業者に確認し、検討を要します			